	F_n　平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの及び平成ｎ年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）のうち、定住自立圏推進事業に係るものの額。この場合において、市町村が組織する組合に係る当該額についてはBnに準ずることとする。
G_{21}	ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　1.000
	イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.000

第十二条第六項の表市町村の項第十七号人口の算式Ⅱ中「$\sum_{n=14}^{21}$」を「$\sum_{n=14}^{22}$」に、「$\sum_{n=17}^{21}$」を「$\sum_{n=17}^{22}$」に、「$\sum_{n=21}^{21}$」を「$\sum_{n=21}^{22}$」に、「$\sum_{n=9}^{21}$」を「$\sum_{n=9}^{22}$」に、「$\sum_{n=21}^{13}$」を「$\sum_{n=12}^{13}$」に、「$\sum_{n=16}^{13}$」を「$\sum_{n=16}^{22}$」に、「$\sum_{n=18}^{21}$」を「$\sum_{n=18}^{22}$」に、「$\sum_{n=19}^{21}$」を「$\sum_{n=19}^{22}$」に、「2,200円」を「2,230円」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号中「C_{11}＝0.046」を「C_{11}＝0.045」に、「C_{12}＝0.044」を「C_{12}＝0.043」に、「E_{14}＝0.027」を「E_{14}＝0.026」に、「E_{16}＝0.028」を「E_{16}＝0.027」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号E_{19}ア中「0.005」を「0.016」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号E_{19}イ中「0.005」を「0.030」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号E_{21}の次に次のように加える。

E_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.004
	イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.004

第十二条第六項の表市町村の項第十七号人口の算式Ⅱの符号G_{17}中「0.051」を「0.050」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号G_{19}ア中「0.009」を「0.027」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号G_{19}イ中「0.009」を「0.050」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号G_{20}の次に次のように加える。

G_{21}	ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.008
	イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.007
G_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.007
	イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.007

第十二条第六項の表市町村の項第十七号人口の算式Ⅱの符号中「I_{14}＝0.042」を「I_{14}＝0.041」に、「I_{15}＝0.044」を「I_{15}＝0.043」に、「I_{16}＝0.046」を「I_{16}＝0.045」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号L_{17}中「0.051」を「0.050」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号L_{19}ア中「0.009」を「0.027」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号L_{19}イ中「0.009」を「0.050」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号L_{21}の次に次のように加える。

I_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.007
	イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.007

第十二条第六項の表市町村の項第十七号人口の算式Ⅱの符号K_{21}の次に次のように加える。

K_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.009
	イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.009

第十二条第六項の表市町村の項第十七号人口の算式Ⅱの符号中「M_{14}＝0.043」を「M_{14}＝0.042」に、「M_{15}＝0.044」を「M_{15}＝0.043」に、「M_{16}＝0.046」を「M_{16}＝0.045」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号M_{17}中「0.051」を「0.050」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号中「O_{15}＝0.079」を「O_{15}＝0.078」に、「O_{16}＝0.083」を「O_{16}＝0.081」に、「O_{17}＝0.091」を「O_{17}＝0.090」に、「O_{18}＝0.091」を「O_{18}＝0.089」に、「O_{19}＝0.016」を「O_{19}＝0.091」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号O_{21}の次に次のように加える。

	O_{22}＝0.012

第十二条第六項の表市町村の項第十七号人口の算式Ⅱの符号中「Q_{16}＝0.083」を「Q_{16}＝0.081」に、「Q_{17}＝0.091」を「Q_{17}＝0.090」に、「Q_{18}＝0.091」を「Q_{18}＝0.089」に、「Q_{19}＝0.016」を「Q_{19}＝0.091」に、「W_{12}＝0.037」を「W_{12}＝0.036」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AE_{21}の次に次のように加える。

AE_{22}	ア　北海道札幌市及び愛知県豊田市に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに愛知県豊橋市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.015
	イ　東京都稲城市に対して総務大臣が通知した額に係るもの及び愛知県豊橋市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.017
	ウ　三重県鈴鹿市に対して総務大臣が通知した額に係るもの及び愛知県豊橋市に対して総務大臣が通知した額のうち③に係るもの　0.037
	エ　京都府京都市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.074

第十二条第六項の表市町村の項第十七号人口の算式Ⅱの符号AG_{19}ア中「0.009」を「0.027」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AG_{19}イ中「0.009」を「0.050」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AG_{21}の次に次のように加える。

AG_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.007
	イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.007

第十二条第六項の表市町村の項第十七号人口の算式Ⅱの符号AI_{18}中「0.023」を「0.022」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AI_{19}ア中「0.007」を「0.022」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AI_{19}イ中「0.007」を「0.040」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AI_{21}の次に次のように加える。

AI_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.005
	イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.005

第十二条第六項の表市町村の項第十七号人口の算式Ⅱの符号AK_{19}ア中「0.005」を「0.016」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AK_{19}イ中「0.005」を「0.030」に改め、同号人口の算式Ⅱの符号AK_{21}の次に次のように加える。

AK_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.004
	イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.004

第十二条第六項の表市町村の項第十七号人口の算式Ⅱの符号AM_{21}の次に次のように加える。

AM_{22}	ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.004
	イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.004